

轉換期を迎えた欧州統合

2015 年度 欧州・ロシア委員会 報告書

2016 年 7 月 29 日

公益社団法人 経済同友会

目次

． 委員会の問題意識と活動経緯	1
． 欧州統合の歴史	
1. 欧州統合の深化と危機克服の歴史	3
2. 2010年代の複合危機	6
． 統一通貨ユーロが内包する構造的課題	
1. ギリシャ債務問題	10
2. 統一通貨ユーロが抱える難点	12
． 域内の人々の移動の自由が抱える構造的課題	
1. 欧州における人の移動に係る制度的な枠組みと歴史	16
2. 難民の大量流入という問題の発生	17
3. 反移民政党の伸長とテロの発生	18
4. 抜本的な解決策が見えない難民・移民問題	20
． 欧州を見る視座	
1. 共通の通貨・金融政策、個別の財政政策という構造	21
2. 「域内における人の自由な移動」という原則と 国際環境の乖離	22
3. 欧州統合に伴う恩恵と負担認識と、反EU主義の高まり	23
4. おわりに	23
資料： 2015年度欧州・ロシア委員会 委員会会合・正副委員長会議 開催一覧	25
2015年度欧州・ロシア委員会名簿	26

． 委員会の問題意識と活動経緯

欧州連合（EU）とは、世界に類を見ない、超国家的な性格を有する地域統合体であり、その実現に向けた道のりは、平和で永続的な安定を欧州にもたらすことを究極的な目的とする、壮大な歴史の実験と言える。かつて、激しく戦火を交えたフランス、ドイツの2ヶ国を中核とする欧州石炭鉄鋼共同体の創設に端を発するEUは、これまで、加盟国の拡大と統合・協力の深化に向けた歩みを続けてきた。

しかしながら、2010年代の欧州は、ソブリン債務危機、銀行危機、欧州統合懐疑派の伸長、域内の経済格差の拡大といった、統合の基盤を揺るがしかねない事象に相次いで直面することとなった。さらに、足元の2015年には、年頭のパリの風刺週刊誌本社に対するテロに始まり、ギリシャ債務問題の再燃、中東からの難民の大量流入などの危機的な事態が続いた。

こうした欧州情勢を展望し、2015年度欧州・ロシア委員会では、これまで統合の拡大と深化を遂げてきた欧州が、歴史的な転換点・分岐点に直面しつつあるのではないかという認識に基づいて、検討を開始した。そして、このような複合的な危機がどの程度深刻なもので、EU統合の歩みにどのような影響を及ぼすのか、EUがどうこれらの危機を乗り越えていくのかを分析するとともに、顕在化しているさまざまな事象・問題を取り上げ、その背景にあるEUの構造的・本質的な課題を探った。

具体的には、ギリシャ債務危機に見るEUの金融・財政制度の課題、未曾有の規模で欧州に流入する難民・移民、英国のEU離脱リスク、欧州統合の将来といった諸課題について、有識者から現状についてヒアリングを行い、また、それぞれの課題に関連するEUの諸制度、域内各国事情についても、掘り下げた議論を行ってきた。

この度、こうした活動を通じて得られた認識を整理し、企業経営者として、これから「複合危機後の欧州」にどう向き合い、どこに着目して理解・分析を行っていくべきか、中長期的な視点から検討していただく上での参考として、報告書に取りまとめた。

折しも、今年6月に行われた国民投票の結果、英国のEUからの離脱が決定し、欧州のみならず世界中に強い衝撃が広がっている¹。現在の混

¹ 英国国民投票の発端は、2010年の総選挙での労働党から保守党・自由民主党連立政権への政権交代にある。保守党議員の中に「EU懐疑派」が数多く当選し、勢力を強め、EU加盟の是非を問う国民投票を実施すべきという動議を提出するなど、政権に圧力をかけた。

迷と不安定性の先にどのような未来があるのか、表面的な現象に捉われることなく、EUの歴史と本質的な課題に着目することの重要性は、一層高まっている。

これを受けて2013年1月、キャメロン首相が国民投票を2017年までに行うと明言した。2015年5月の総選挙で保守党は国民投票の実施を公約に掲げ、過半数獲得困難との予想に反して単独過半数を獲得し勝利した。この結果、国民投票が行われた。(吉田健一郎 みずほ総合研究所 前ロンドン事務所長)

． 欧州統合の歴史

1 ． 欧州統合の深化と危機克服の歴史

(1) 統合の深化と加盟国の拡大

欧州統合に向けた端緒と展開

第二次世界大戦後、各国が復興に向かう過程で、欧州統合に向けた動きが開始された。第二次世界大戦の戦禍の悲惨さから、歴史的に戦争・紛争を繰り返してきた欧州諸国の中で、同じ誤りを繰り返さないためにも、新しい秩序構築が必要である、という認識が広まったことがその背景にある。

欧州統合の第一歩は、1950年にフランスのロベール・シューマン外務大臣により提案された「シューマン宣言」である。同宣言は、「ヨーロッパは一日にして成らず、また、単一の構想によって成り立つものでもない。事実上の結束をまず生み出すという具体的な実績を積み上げることによって築かれるものだ」と謳っている。そして、この最初の「具体的な成果」として、ドイツとフランスの対立の火種になってきた資源生産を、共同管理機関の下に置くことで、政治的な不安要素を取り除き、両国の和解と欧州経済の安定を図ることを呼びかけた。同宣言が基礎となり、1952年に欧州最初の共同体である欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC：European Coal and Steel Community）が創設され、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6カ国が加盟した。

その後、欧州域内における経済統合や原子力エネルギー協力に対する加盟国の要請に基づき、1958年に欧州経済共同体（EEC：European Economic Community）と欧州原子力共同体（EURATOM：European Atomic Energy Community）の2つの新たな組織が発足、欧州諸国は徐々に協力の範囲を拡大していった。そして、1967年には、ECSC、EEC、EURATOMという3つの共同体の統合により、欧州諸共同体（EC：European Communities）が形成された。

加盟国の拡大

6カ国で発足したECは、その後、時代の変化に対応をしながら、拡大を続けてきた。

1970年代には、オイルショックが起こり、加盟国は自国の経済再建に専念せざるを得なくなったため、共同体で協力する余裕を失い、国際競争力の低下を招く事態となった。このため、欧州の経済統合の必要性が高まり、第一次拡大として、1973年に英国、アイルランド、デンマークの3カ国が加盟した。その後、1980年代には、南欧諸国を中心に第二次拡大、第三次拡大が行われ、12カ国となった。

冷戦の終結と東西ドイツの再統一を経て、1993年にE Cは欧州連合（E U : European Union）へと発展を遂げた。その2年後の1995年には、第四次拡大が行われ3カ国が加盟、2004年には第5次拡大として、冷戦時代に共産圏に属した中東欧諸国を中心に10カ国がE Uに加盟し、欧州大陸の東西分断の構造が民主的に解消された。

その後、2007年にブルガリアとルーマニアの2カ国が加盟し（第5次拡大の完了）、2013年の第6次拡大ではクロアチアが加盟した。

現在、E Uは28カ国が加盟しており、人口は5億742万人、名目GDPは13兆9,440億ユーロの市場規模にまで成長した。

（文末資料：E U加盟国の推移を参照）

欧州共同体から欧州連合へ

1970年代の欧州は、保護主義的な政策に起因する非効率性などによって経済が低迷し、国際的な競争力も低下していた。こうした状況を打開するため、1985年、ジャック・ドロール欧州委員会委員長より、人・物・資本・サービスの移動を自由とする単一市場の形成が提案された。1987年には「単一欧州議定書」が発効、各加盟国による国内手続きを経て、1993年1月に欧州単一市場が始動した。

また、冷戦終結による安全保障環境の変化を背景に、欧州諸国の間で、外交面でも国際舞台での結束を固め、発言力を強化していくことが必要と見なされるようになった。こうした流れを踏まえ、1991年のマーストリヒト条約（欧州連合条約）の合意により、1993年11月に、外交・安全保障、および司法・内務協力を含む新しい統合体として、12カ国からなるE Uが誕生した。また、マーストリヒト条約の大きな目標であった通貨統合については、1999年に共通通貨・ユーロが正式に発足し、2002年に実際の通貨として流通を開始した。現在、E Uでは19カ国がユーロを導入している。

E Uが拡大の一途をたどり、国際情勢の変化のスピードが増す中で、E Uの透明性・効率性の向上を主たる目的に、2009年に、E Uの新基本条約「リスボン条約」が発効した。これにより、欧州議会の権限が大幅

に強化された他、国際舞台でのEUの主体性・存在感を高めるべく、新たにEU大統領というべき「欧州理事会常任議長」のポストが、また、EUの対外政策に一貫性をもたせるため、EU外相としての「外務・安全保障政策上級代表」が制定された。

このように欧州諸国は、この半世紀余りの間に、国家の多様性を尊重しながらも、他に類を見ない超国家的な政治・経済統合体を形成・発展させてきた。

(文末資料：EU関連条約を参照)

(2) 危機発生と克服の歴史

欧州統合に向けた取り組みは、1952年のECSCの創設から既に60年以上を経過している。この間、実体経済の悪化や景気の低迷だけでなく、各国の国益、特に経済的利益に対する思惑の違い、民族意識の高揚等が引き金となり、域内の団結と統合を揺るがしかねないような危機が発生したこともある。しかしそうした危機は、これまで、幾度にもわたる話し合いや調整を通じ、立場や考え方の相違を超えた合意形成努力を重ねることによって回避されてきた。

欧州における通貨危機

欧州統合の歴史における大きな危機の一つは、英国ポンド危機を発端とする通貨危機である。

1970年代、オイルショックによる欧州経済の低迷を背景に、EC諸国間では、域内の為替安定化を求める声が高まった。これを踏まえ、1979年に英国を除く8カ国(西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド)によって欧州通貨制度(EMS: European Monetary System)が導入され、1992年までに、スペイン、英国、ポルトガルを含む11カ国体制に拡大した。この制度は、為替相場変動幅の固定という概念に基づく欧州為替相場メカニズム(ERM: European Exchange Rate Mechanism)の創設、ユーロ導入(1991年)前の欧州通貨単位ECU(European Currency Unit)の導入、決済手段としてのECUの使用などにより構成される。

1990年の東西ドイツ統一後、旧西ドイツから旧東ドイツへの財政支出などに伴う、財政の赤字化とインフレ率の上昇を受けて、ドイツ中央銀行が利上げしたため、マルクは高金利が続いていた。当時、英国は、景気後退に対応すべく利下げを望んでいたものの、ERMの規則(上下2.25%

の変動幅の中で為替相場を推移させる)により、利上げに追随せざるをえない状況にあった。このため、ポンドの為替レートは、実体経済とかなり乖離した状況にあり、それに対して投機筋による大量のポンド売りが行われた。イングランド銀行は為替市場への直接介入によって事態を收拾しようとしたが、これに失敗し、英国はEMSから離脱した。

その後、ポンド危機から生じた動揺は他の欧州各国通貨にもドミノ式に波及し、EMSは一時解体の危機にさらされた。これを受けて、EUは、1993年7月、各国蔵相・中央銀行総裁による緊急会合を開き、ERM内における各国通貨の許容変動幅を大幅に拡大する決定を行い、危機を回避した。

欧州憲法条約の挫折

もう一つの危機は、欧州憲法条約の制定という歴史的な挑戦の挫折である。

2004年に入ると、EUは急激な加盟国数の増加に伴い、意思決定の効率化、機動性強化の必要に迫られていた。このため、マーストリヒト条約、ニース条約など、過去に締結された7つの条約を集約し、複雑な法体系を整備・合理化することを目的に、ヴァレリー・ジスカルド・デスタン元フランス大統領の主導により、欧州憲法条約が起草され、ロマーノ・プロディ欧州委員会委員長が支持を表明した。同条約は、2004年6月のEU首脳会議で採択され、発効に向けて、各国において批准手続きが進められた。

しかし2005年5月にフランスが、6月にオランダが、国民投票の結果を受けて同条約を相次いで否決、他の多くの加盟国も批准手続きの延期を表明し、条約発効に向けた動きは足踏み状態となった。

EUは、「憲法」という名称など、国家的な色彩を帯びた部分に修正を加えながら、2年近くの熟慮と調整を重ねたが、結果的に欧州憲法条約の発効を断念した。その後、各国首脳は、2007年までにこれに替わる新条約についての協議を行い、「リスボン条約」を採択した。同条約は、各国での批准手続きを経て、2009年に発効した。

2 . 2010年代の複合危機

このように、EUは60年余りの歴史の中で、これまでに何度かの危機や障害を乗り越えてきた。しかし2010年代になると、さまざまな問題が

複合的・同時多発的に発生し、EUの連帯に対し、厳しい試練が課せられた。

その一つは、ギリシャ債務危機に端を発する、欧州債務危機である。

ギリシャでは、2009年10月の政権交代を機に、公式に報告されていた額を大幅に上回る、巨額の財政赤字の存在が表面化した。財政赤字と政府債務に対する懸念は、ギリシャからアイルランド、ポルトガル、スペインなどに波及し、EU全体の金融システムが揺らぐ事態にまで発展した。

これを受け、EU、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）の三組織（通称：トロイカ体制）は、各国が構造改革を断行することを条件に金融支援を行った。ギリシャを除く国々は、構造改革に取り組み、2012～2013年頃には金融支援プログラムから脱却できたものの、ギリシャだけは成果を上げることができず、期限までに融資資金を返済できない状況に陥った。このため、再び債務危機が表面化した。ギリシャ政府は新たな財政改革案をEUに提出し、2015年、三度目となるトロイカ体制による支援を受けたことにより、危機はひとまず収束した。

しかしながら、ギリシャ問題は最終的な解決に至っておらず、政情によっては危機が再燃する恐れも残されている。加えて、この問題は、経済力・国際競争力において大きな差がある国々が、通貨・金融政策を統合しているという、EUの構造的課題を露呈することとなった。

第二に、欧州への大量の難民流入に伴う問題とその悪影響の波及である。シリアやイラクの政情悪化に伴い、2015年に入ると中東やアフリカなどから、前年の二倍以上となる100万人を超える難民がEUに殺到し、各国では難民受入れに関する対処能力が限界に達した。難民の増加にともない、社会的価値観・生活習慣の違いから生じる地元民とのトラブルや、難民による犯罪が生じるようになった。

また、一部の欧州諸国の極右勢力・政党が、移民によって国民の雇用が奪われるとして、排外主義を唱えていたが、難民の急増を背景に、こうした主張がさらに勢いを増すこととなった。

難民の増加は、EU加盟国にとり多大な財政負担となっており、EU首脳会議において、各国の経済規模や人口に応じて難民を割り当てる仕組みが提案された。しかし、難民の受け入れに寛容な態度を取るドイツと、拒絶反応を示す中東欧諸国との間の隔たりは大きく、合意は得られておらず、法律や制度面での整備を含め、難民や移民の大量流入に対する対処はいまだ不十分な状態にとどまっている。

第三に、IS（過激派組織「イスラム国」）などによるテロのリスク拡

大が挙げられる。これは、難民問題とあいまって、域内における人の自由な移動というEUの原則を脅かす事態にまで至っている。

特に、2015年11月にパリ、2016年3月にブリュッセルで発生したテロは、多数の死傷者を出し、自由や人権、プライバシーを優先してきたEU社会に変質をもたらしつつある。テロを踏まえ、EU議会は、航空会社に対し、旅客機の乗客名簿を加盟国当局へ提出することを義務付ける法案を可決した。

EU加盟国の多くは、互いに国境検査をなくし、域内における人の自由な往来を担保する「シェンゲン協定」を結んでいる。シリア難民の大規模な流入や、パリ連続テロ事件の実行犯にシリア難民が含まれていたことを踏まえ、国境検査を一時的に復活させる国が相次いだ。EU統合の象徴とされてきたシェンゲン協定は揺らいでおり、共生社会の実現を掲げているEUの今後に懸念が生じている。

このように2010年代のEUでは、さまざまな難題が複合的・連続的に発生し、構造的な問題、EUの制度と現実との矛盾が露呈した。一部の事態は沈静化しつつあるものの、いずれについても根本的な解決策は見つかっていない。2010年代の複合危機が、これまで欧州が乗り越えてきた危機のように、一次的な停滞・躓きで終わるのか、その見通しも立ってはいない。

そうした意味において、統合の深化と拡大を続けてきたEUが、一つの大きな変曲点を迎えているとの認識を持ち、個々の事象の背景にある構造的・本質的な問題を見極めることが、今後ますます重要になると考えられる。

EU (EC) 加盟国の推移

EC	原加盟国 (1967年)	フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク
	第一次拡大 (1973年)	英国、アイルランド、デンマーク
	第二次拡大 (1981年)	ギリシャ
	第三次拡大 (1986年)	スペイン、ポルトガル、
EU	第四次拡大 (1995年)	オーストリア、フィンランド、スウェーデン
	第五次拡大 (2004年)	キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア
	(2007年)	ブルガリア、ルーマニア
	第六次拡大 (2013年)	クロアチア

E U 関連条約

条約名称	発効年	主な内容
マーストリヒト条約	1993 年	単一通貨ユーロの創設と 3 つの柱 欧州共同体（欧州経済共同体から改称） 共通外交・安全保障政策、 司法・内務協力、が規定された。
アムステルダム条約	1999 年	理事会での全会一致が原則となっていた共通外交・安全保障政策の意思決定について、賛成国だけが実施義務を負い、棄権国は義務を免除される「建設的棄権制」が導入された。
ニース条約	2003 年	決議機関である閣僚会議での多数決の適用範囲の拡大や各国の投票権の再配分等を導入し、将来の E U 加盟国拡大に向け、政策決定の効率化や機構改革が行われた。
リスボン条約	2009 年	E U 代表（大統領）を勤める欧州理事会常任議長、および欧州委員会の副委員長を兼任する外務・安全保障政策上級代表が創設された。また、現行の多数決方式から、加盟国数の 55%以上と E U 総人口の 65%以上の賛成を得て成立する二重多数決方式へ変更された。

．統一通貨ユーロが内包する構造的課題

1．ギリシャ債務問題

(1) ギリシャ財政赤字額の偽りに始まる欧州債務危機

2009年、米国発の世界金融危機の影響の下、欧州経済が信用収縮、需要減退、金融機関の健全性悪化などに苦しんでいた最中に、ギリシャが財政赤字額を偽っていたことが発覚、これを発端に、欧州債務危機が引き起こされた。

2009年10月、ギリシャで政権交代が起こり、その結果、同国の財政赤字が、かねて公表されていたGDP比5%程度を大きく上回り、13%近くに達していることが明らかになった。これを受けて、ギリシャの債務不履行リスクに対する懸念が世界に広まり、ギリシャ国債は暴落、ギリシャに債権を持つ欧州系銀行の健全性に対する不安が高まった。

2010年にかけて、GDPに占める財政赤字の割合が高いアイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリアなど、主に南欧諸国についても同様の懸念が広まり、ギリシャを含むこれらの国々の国債格付けの引き下げ、株価の歴史的な暴落が起こり、一時は、世界規模の金融危機に発展するのでは、といった懸念も持たれた。

(2) トロイカ体制による欧州債務危機への対応

欧州債務危機の対応には、国際通貨基金（IMF）、EU、欧州中央銀行（ECB）の三者が協調、これはトロイカ体制と呼ばれた。2010年、トロイカが分担して資金を提供し、時限的措置として7,500億ユーロ（約90兆円）の欧州金融安定ファシリティ（EFSF）を6月に設立、財政難に陥ったギリシャ、アイルランド、スペイン、ポルトガル等を支援した。2012年には恒久的な金融支援の機関として、資金規模7,000億ユーロ（約84兆円）の欧州安定メカニズム（ESM）が始動し、EFSFの業務を引き継いだ。各国の要請に応じて財政支援が行われ、支援対象国は、財政再建策・構造改革・銀行への資本注入を実施して経済再建を図った結果、2012～13年頃には南欧各国の財政のプライマリー・バランスが黒字化し、支援プログラムから脱却することができた。

(3) ギリシャ債務危機への対応と現状

ギリシャの債務危機対応として、当初は、統一通貨ユーロから旧通貨のドラクマへの回帰、通貨切り下げという劇薬的な方策も検討されたが、他のユーロ加盟国による連鎖的な離脱といった危機を誘発しかねないとして、実行されなかった。

ギリシャに対し、主に政府債務の返済資金向けに、2010年に第1次支援(1,100億ユーロ)、2012年に第2次支援(1,300億ユーロ)、2015年に第3次支援(860億ユーロ)がそれぞれ供与された。支援の条件として、財政赤字の削減、増税、公務員給与削減、国有企業の民営化と給与引き下げ、行政・社会保障の効率化、労働市場改革や競争促進のための構造改革といった政策の実行が定められた。

しかしながら、これらの施策は国民生活の窮乏化を招くものであり、不満を抱いたギリシャ国民は、2015年1月の総選挙において、緊縮財政政策に終止符を打つと訴えた急進左派連合(アレクシス・チプラス党首)を勝利させた。首相に就任したチプラス氏は、2015年7月には緊縮財政の賛否を問う国民投票を実施、緊縮への反対多数という結果を「民意」としてEUなどの債権団に示すなど対決姿勢を示しつつも、第3次ローンを実現した。

現在のギリシャは、第3次ローン供与に際しての諸条件を受け入れ、財政再建に取り組んでいる。緊縮財政の下で財政黒字こそ保たれているが、継続的な不況の状態にあり、若年層の失業率は高止まりしている。GDPは2000年代後半のピーク時から30%も低下している。

こうして、財政上の危機は回避されたが、もともと競争力のある産業が乏しいといった構造的課題は積み残されており、返済原資を生むための経済成長や税収は展望できていない。緊縮財政に疲れた国民の不満が再燃し、政治不安を生む恐れもあるなど、根本的な解決に至る道筋は見えていない。

(4) 債務減免なき再建というギリシャの特殊要因と残された課題

一般的なソブリン債務危機対応との比較において、ギリシャ債務危機に際しては、これまで債務減免が行われていないという特徴がある²。これは、その分、ギリシャの返済負担が増すことを意味する。

² 植田健一 東京大学大学院経済学研究科准教授からのヒアリング。

ギリシャのように、国家が過大な債務を持ち破綻に瀕した際は、債権者による一定の債務減免を経て再建を目指す方が、最終的には債権者の回収分も大きくなる。しかしながら、2010年のギリシャ向け第1次支援の際、ギリシャ債権を多く保有していたフランスやドイツなどの金融機関が世界金融危機の影響に苦しんでおり、債務減免によってさらなる損失が計上されれば、これら金融機関の信用不安にもつながりかねないという状況にあった。そこで、特例かつ一時的な形で、債務減免なき融資によって、ギリシャの債務不履行防止とユーロ圏金融機関への信用懸念の払しょくが図られた。

2012年の第2次支援供与、2015年の第3次支援供与の際にも、債務減免は実質的に含まれなかった。IMFは2015年7月に、EUがギリシャに義務付けたマクロ経済目標は非現実的であり、債務返済の持続可能性を確保するためには、EUによる債務減免が必要と分析している。

2. 統一通貨ユーロが抱える難点

人・物・資本・サービスの移動を自由とした欧州域内市場において、統一通貨・ユーロの導入は、「一つの市場に一つの通貨」を実現し、市場の効率性・利便性をさらに高めることとなった。その一方、複数の国が単一通貨を利用すること自体、さらにはユーロの制度設計上の特徴から、以下のような課題が内包されている。

(1) 個別加盟国による金利操作や為替相場調整オプションの喪失

第一に、加盟国の政策オプションが限られる点である。固有の通貨を持つ独立国ならば、経済情勢に応じて、独自の金融政策の採用や、為替相場の調整をすることもできる。それに対し、統一通貨を導入し、金融政策を欧州中央銀行に委ねたユーロ加盟国には、そうした選択肢はない。

ユーロ圏各国の競争力や生産性には格差があり、経済力は非対称的である。ドイツ、オランダや北欧諸国等は生産性が高く、輸出競争力もあるが、ユーロ周縁国（ギリシャ、スペイン、イタリア等）は、相対的に生産性が低く、単位当たり労働コストが高い。こうした国々が異なる通貨を使っていれば、競争力が弱い国は、通貨安によって一定の競争力の補完ができるが、ユーロ導入以降はそうした調整は期待できなくなった。その結果、ドイツ等は常に経常黒字を、ユーロ周縁国は経常赤字を計上

する傾向にあり、欧州内の南北格差が拡大している。

ギリシャはこの周縁国の典型例と言える。ユーロ圏全体の経済状況を反映し、実体経済に対して割高なユーロ建てにて輸出しなければならなかったことは、元々国際競争力の弱い産業しか持たないギリシャには一層不利に働いた。

このように、統一通貨導入によって政策オプションが限定される以上、競争力において劣る国が、構造改革、賃金引下げ、研究開発促進などの競争力強化政策を実施していくことが必要となる。ドイツの場合は、ゲアハルト・シュレーダー首相が在任期間中（1998～2005年）に着手した継続的な構造改革によって、産業競争力を高めることに成功した³。

それに対し、他のユーロ周縁国では改革が遅れがちであり、欧州南北の経済力格差はさらに開くこととなった。ユーロ周縁国の中でも、スペインは、債務危機の後に労働市場改革などに取り組み、輸出競争力を高め、2013年には貿易黒字に転じることができた⁴。

こうした構造改革の実行は、ユーロ加盟国の自己責任に委ねられている。どの国にとっても、賃金引下げといった痛みを伴う政策には国民の抵抗が大きく、生産性や経済力格差の縮小には時間がかかると思われる。こうした中、ユーロ圏加盟国の経済力格差の是正、競争力の非対称性解消に向けた有効な手段は見えていない。

（２）加盟国の財政規律維持という課題

第二に、ユーロ・システム自体が内包する課題がある。ユーロに加盟するためには、単年度の財政赤字はGDPの3%以内、インフレ率は物価が安定している3つの既存加盟国のインフレ率を1.5%以上、上回らないといった基準が定められている。一旦ユーロに加盟した後も、インフレを回避してユーロの価値の安定を図るために「安定・成長協定(the Stability and Growth Pact)」と呼ばれる諸規則により、財政赤字はGDPの3%以内、政府債務残高はGDP 60%以内を基準値として、財政規律を維持することが求められる。

ただし、同規則は強制力や実効性には欠け、これまでも、規則を逸脱

³ 「欧州の競争力に学ぶ-ドイツの『シュレーダー改革』を中心に」(経済同友会 2015年4月15日)

<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2015/150415a.html>

⁴ 「グローバル金融危機後に変化したユーロ圏域内の貿易不均衡構造」(三菱東京UFJ銀行経済調査室 2014年11月13日)

http://www.bk.mufg.jp/report/ecostl2014/ldnreport_20141113.pdf

した国はあったが、制裁金が科された例はない。例えばドイツやイタリアは、ユーロ加盟後、2005～2006年まで財政赤字目標を達成できなかった。ポルトガルやギリシャは、加盟後10年以上を経て、これを達成していない。

ギリシャの場合、2001年にユーロに加盟したことで、長期金利の低下、他ユーロ圏諸国との貿易・投資上の為替リスクの消滅といった恩恵を享受するようになった。結果、ギリシャは「身の丈以上の購買力」を持つようになり、ドイツ、フランスなどの銀行からの借入れが増え、景気過熱や住宅バブルを引き起こした。2000年代のギリシャは、個人消費の拡大や2004年のアテネオリンピックに向けた固定資本形成の進捗もあって、世界金融危機の勃発前には3～6%強の実質経済成長率を示した。その一方、公的部門の雇用肥大、過度な優遇、放漫財政に陥ったことも、ギリシャ債務危機発生背景にある。

欧州債務危機後、ギリシャのような事態の再発を防ぎ、ユーロの信頼性を維持するために、「安定・成長協定」の強化が行われ、政府債務残高がGDPの60%を超える国は、毎年GDPの0.5%規模の緊縮策を実施することなどが定められた。これに対し2013年以降は、加盟国や欧州委員会が「経済成長にも配慮すべき」との考え方に転換し、例えば経済成長や財政にプラスとなる構造改革を実施する国には、緊縮策の実施を猶予するといった軌道修正が行われた。

(3) 加盟国間の財政支援の禁止ルール

第三に、ユーロ加盟国間では相互の財政支援が禁じられているという制約がある。単一の国家内ならば、財政力の弱い地方自治体に財政資金を投入してインフラ整備を行うなど、地域間格差を財政調整により是正することができる。だがユーロ圏加盟国の間では、こうした財政資金の移転は禁止されているため、通貨・金融政策の共通化に伴う政策オプションの限定を補完する形で、貧しい国を財政支援することができない。

これはEU基本条約の救済禁止条項(第125条)が、財政危機国などへの資金移転を禁じているためである。この救済禁止条項は、ユーロ導入の際、ドイツがマルクを放棄する上で確約された規律であり、他国財政の補填に税金が転用されないことをドイツ国民に約束した経緯がある⁵。

もし財政調整ができれば、競争力が弱い国の研究開発や労働者訓練な

⁵ 大村敬一早稲田大学教授「ギリシャ債務削減検討を」(日本経済新聞経済教室 2015年7月29日)

などを支援し、競争力格差を縮小させることも可能となる。ユーロ圏をひとつの国と見なし、苦境に陥った地域を救済するように、ギリシャへの支援資金の移転すら想定できるのではないかとの議論もある。

このような観点に基づいて取りまとめられたのが、ジャン・クロード・ユンケル欧州委員長による欧州統合強化に向けた改革案（2015年6月公表）である。同案は、各国の財政・構造改革・賃金政策などの協調を行う「経済同盟」、銀行監督、破たん処理や資本市場政策を統合する「金融同盟」、財政・税制の協調を図る「財政同盟」、そして「政治同盟」の形成という道筋を示した⁶。

ユンケル委員長による提案は、各国が独自に定めている財政政策を、ユーロ圏として段階的に統合する方向を示したものである。仮に財政統合が実現した場合、実際に負担を負うのはドイツなど経済力のある国になることは自明である。そうした中、各国がさまざまな国内事情を抱え、国民に対する説明責任を負う中、財政統合に向け、早期に合意形成を図ることは容易でないだろう。

⁶ 庄司克宏慶応義塾大学教授「経済・財政同盟、独仏先行で」（日本経済新聞経済教室 2015年7月30日）

．域内の人の移動の自由が抱える構造的課題

1．欧州における人の移動に係る制度的な枠組みと歴史

(1) 「人の自由な移動」を担保するシェンゲン協定システム

欧州統合が目指してきた人・物・資本・サービスの域内移動の自由のうち、人の移動の自由の実現を目的として締結されたのがシェンゲン協定である⁷。1985年、フランス、西ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの5か国によって締結された。これに基づき、1990年にシェンゲン協定を施行するための協定が締結されて、具体的な運用方法が定まり、協定の締結国は国境における検問と税関検査を省略することとした。

シェンゲン協定は、共通通貨ユーロとともに「一つのEU」の象徴であり、開かれた欧州像の提示、出入国管理の省略による行政コスト削減、物流の迅速化といった意義を持つ。2016年2月現在、EU非加盟国のスイスやノルウェーを含め、26ヶ国で適用されている。

欧州での人の移動の歴史を振り返ると、1950～60年代、経済成長を支えるために、欧州は外国人労働力を移民として受け入れていた。1970年代以降、こうした経済移民は原則としては廃止されたが、旧植民地とのつながりや家族再統合を認める形で、実質的な受け入れは続いていた。

1990年のシェンゲン協定の運用開始後、2000年代には、中東欧のEUへの加盟（2004年と2007年で計12ヶ国）に伴い、ポーランドやハンガリーなどの新規加盟国から、西欧や北欧への域内移民が増加した。特に、英語圏・所得水準の高さ・労働市場の柔軟性といった特色を持つ英国には、中東欧からの大量の経済移民が流入した。

(2) 「人の自由な移動」に伴う従来の課題

欧州域内における人の移動は、英国やドイツのような受け入れ側の国に対し、労働力・人材不足の補完という恩恵をもたらした。その一方、安価な労働力の流入は、各国において、失業や賃金水準の停滞・低下など、雇用を巡る摩擦・不満を、さらには、社会的緊張を生むこととなっ

⁷ シェンゲン協定や移民・難民問題については主に岡部みどり 上智大学教授からのヒアリングを参考とした。

た。

また、欧州各国の間では、難民の受け入れに関する負担を巡る不満、対立もくすぶっていた。

シェンゲン協定システムの一環として、ダブリン規則がある。1990年締結のこの規則は、欧州域外からの難民の受け入れに際し、難民が最初に到着した国が申請を受け付け、その認定に責任を負うというルールである。欧州を目指す難民は、北アフリカや中東が母国である場合が多く、地理的に近いイタリアやギリシャに入国する例が多かったため、これらの国に難民認定実務の負担が集中しがちであった。

また、難民の受け入れについては、迫害を受けた真の難民なのか、よりよい機会を求める「偽装難民」、つまり実態としての経済移民なのか、申請受付国での判別が難しいことも課題である。

2 . 難民の大量流入という問題の発生

2015年になると、激しさを増すシリア内戦を主な背景として、多数の難民がEUに流入するようになった。EU統計局によれば、加盟国での難民申請数は、2014年の56万人に対し2015年は126万人と2.2倍に達した。

シェンゲン協定のもと、一旦EU域内に入った難民は、難民保護に積極的な国や、経済状況が良く仕事を見つけやすい国を目指してEU内を自由に移動することができる。これによって、本来、域内の人の移動の円滑化を目的とするシェンゲン協定が、域外からの難民に利用される形になった。

中でもドイツは、基本法（憲法）に政治的迫害者の庇護を掲げていることもあり、難民を積極的に受け入れてきた国である。2015年夏、アンゲラ・メルケル首相が、ダブリン規則の超法規的措置としてドイツでの難民申請を許可したため、多くの難民がドイツを目指すようになった。他のEU諸国の中にも、人道的な観点から、難民受け入れに寛容な国があった。

2015年8月、メルケル首相の主張に基づき、EUは、加盟国がそれぞれの経済規模に応じて、合計4万人の難民を分担して受け入れることを提案したが、結果、合意に至ることはできなかった。この背景には、中東欧の多くの国が、極右勢力の伸長に直面していたことに加え、そもそものイスラム系住民との接触経験の少なさゆえ、難民受け入れに消極的

だったという事情がある。このため、EUとしての合意は、義務的な負担から自主的な受け入れに後退、同時に、難民を巡る中東欧とドイツとの根深い意見対立が明らかになった。

その後は、難民の数が大幅に増加し、住居の用意など受け入れ国側の処理能力を超えたこと、難民流入による治安悪化が懸念され始めたこと、2015年11月のパリ同時多発テロ事件の実行犯の中にシリア難民が含まれていたことなどを背景に、多くの国が次々と難民の受け入れに対して消極的な姿勢に転じた。

オーストリア、ハンガリー、チェコなどは、難民流入を抑制するために、国境防護フェンスの設置、入国者に対する検査の再開、国境の一方的な閉鎖などの対応を取った。当初は難民の受け入れに寛容だったドイツ、フランス、デンマーク、スウェーデンなども、期限付きで入国審査を再導入し、「人の移動の自由」の留保が始まった。

2016年になり、ドイツでは難民排斥を唱える極右政党が地方選挙で支持を伸ばすなど、国内世論の風向きも変化し、メルケル政権内部からも難民受け入れに制限を求める声が高まってきている。

2016年3月には、トルコからギリシャに密航した不法入国者をトルコへ強制送還する協定が、EUとトルコの間で締結された。強制送還の代わりに、トルコが保護したシリア難民をEUが受け入れるのが条件（1名対1名の原則）である⁸。これに一定の成果は期待できるが、根本的な解決策とは見られていない。トルコ・ギリシャルートでのEU到達が難しくなったことが分かると、今度は難民が距離的には遠いものの入国が容易なイタリアを目指すようになるなど、EUへの流入は続いている。

3. 反移民政党の伸長とテロの発生

(1) 反移民・難民を掲げる政党の勢力拡大

難民の大量流入は、欧州各地において、反移民を掲げる政党の勢力伸長という副作用を生んでいる。

欧州各国では、経済移民が自国民から雇用を奪うと認識され、国民の不満や苛立ちが高まっており、その結果、フランスやオーストリア等でシェンゲン協定の破棄を主張する極右政党が伸長している。これまでの

⁸ トルコが送還に応じる見返りとして、EUからトルコへの60億ユーロの資金支援と、EU域内を旅行するトルコ人へのビザ免除が約束された。

ところ、極右政党が欧州主要国の議会に占める議席数は限定的だが、この勢力が今後拡大すれば、各国議会において、欧州統合の推進に寄与するような各国の予算案が、極右政党の議員の反対により不成立となる、あるいは極右政党の政策を一部取り込まざるを得なくなるなど、欧州政治の不安定化や、欧州統合の停滞を招くリスクがある。

移民急増に対するEU各国の国民の反発は、英国のEU離脱論者にとっての追い風となり、2016年6月のEU離脱を問う国民投票実施の背景のひとつにもなった。

難民問題は、財政危機とは異なり、自らと風貌や価値観が異なる人々との接触などを通じて、国民が日常生活で実感する課題である。このため、国民による感情的な反応を招きやすく、それだけに政策対応が容易ではない。

(2) テロの発生と国境警備強化の可能性

2015年以降、欧州では、都市でのテロが相次いでいる。2015年1月には、パリの風刺週刊誌本社や食品スーパーなどが銃撃され、計17名が死亡した。犯人はフランス居住者だった。2015年11月には、パリの劇場、飲食店、サッカー場において銃撃と自爆による同時多発テロがあり、計130名が死亡した。犯人はフランス人、ベルギー人、シリア人であり、首謀者はISのリーダーのひとりで見られている。2016年3月には、ブリュッセルの空港と駅において連続爆破テロがあり、計38名が死亡した。この犯人もブリュッセル居住者だった。

これらのテロの特徴は、一般市民を多数巻き込む形で示威的に実行された点と、犯人の多くが欧州で生まれ育った移民2世であり、外国から侵入したのではなく実行国に住んでいたホーム・グロウン・テロリストだった点にある。「欧州市民」である犯人は、人の移動の自由を担保した制度を悪用し、欧州域内を自由に移動して、テロの準備をすることができた。パリでのテロ事件の犯人7名のうち、2名は難民を装ってEU域内に入り込んでいたことも判明した。

今後、当面の間は、テロ防止の観点からも、EU域内・域外間の国境警備の強化が必要と指摘されている。EUには、域外国境の警備のための機関として対外国境管理協力機関(名称FRONTEX)があるが、米国の税関・国境警備局と比べて、現状の予算や人員規模はあまりにも小さい。

自国民やEU加盟国居住者がテロリストに転じるという現実に対処するためには、加盟国が犯罪者や危険人物の情報を共有することが不可欠

だが、各国公安当局間の関係もあり、機密情報になるほど情報共有や協力が進んでいないと言われる⁹。

4 . 抜本的な解決策が見えない難民・移民問題

EU域内における出入国管理の撤廃は、EUの理想のひとつである人の自由移動を実現する上で欠かせないものであり、多くのEU加盟国に、そしてその市民に可能性と機会を提供してきた。

しかしながら、今日、国際環境が大きく変化する中、この理想を掲げ続けることが決して容易ではないことが明らかになった。

最大の問題点は、難民の流入やテロの発生をもたらす根本的な問題、すなわち、中東等における経済・社会的問題、宗教的な原理主義への対応には、短期的な特效薬がないことである。

当面のリスクに備えるためには、一次的な国境管理の復活をはじめとする対策、域内および国際的な治安当局間の連携が求められるが、開かれた欧州という理想と、域内市民の安全確保の両立という命題をどう克服していくかという、本質的な問題に対する答えは見つかっていない。

シェンゲン協定が発足した当時、想定されていなかった国際社会の現実を前に、EUの理念や理想をどう守るのが問われている。

⁹ 主に遠藤 乾北海道大学教授からのヒアリングを参考とした。

． 欧州を見る視座

欧州では、2010年代に入り、ギリシャ債務危機、ウクライナ問題、難民の大量流入、テロ事件の発生、英国のEU離脱問題など、複合的・同時多発的に危機が発生している。その原因は、欧州統合の制度設計やユーロの仕組み自体が持つ不完全さにあるとする指摘もある。

本委員会がこうした事象を検証して見えてきた、欧州の構造的・本質的な課題について、今後の欧州を見ていくための視座として、以下に整理した。

1 ． 共通の通貨・金融政策、個別の財政政策という構造

EUに加盟する28の国々は、歴史や文化、社会的価値観等の面で極めて多様であり、特に、経済・産業構造や競争力の面で、大きな差異を抱えている。EUは、この多様な国々を、一定の基準を満たすことを条件に、通貨と金融政策を共有する共同体として結びつけた。その一方、財政・税制は各国政府に委ねられたままであり、EUとして、厳格な財政規律を強制する権限は持たない。

こうした制度の下、ギリシャのように、国際競争力や財政規律に対するコミットメントが弱い国は、為替・金融政策面でのオプションを持ち得ないまま、ユーロ圏内の競争に敗れ、さらに経済を疲弊させ、域内格差が拡大するという、悪循環に陥る可能性がある。

また、このような国において、政府債務不履行といったリスクが高まった場合、それは一国には止まらず、他の脆弱さを持つ国、そしてユーロ圏やEU全体に危機が波及してしまう。

EUは、野心的な取り組みを推進する超国家的な共同体ではあるものの、一方で、こうした域内に内在するリスクを防ぎ、根本的な解決を導き出す権限や機能を欠いていると言わざるを得ない。

例えば、加盟国に対する財政規律の強制や、域内全体での財政調整を行う機能は備えていない。ギリシャのような危機が生じた際にも、各国とも自国の世論やそれぞれの政治的な立場を勘案した場合、必ずしも最善の対応策を選択できるとは限らない。

こうした状態を克服するには、各国がそれぞれ、競争力強化や構造改革に取り組み、競争力・生産性の格差を埋めていくことが必要だが、長

年にわたって蓄積されてきた産業基盤の差、各国の地理的条件や近隣諸国との関係等から、その実現には長い時間を要するだろう。

経済統合という理想と、加盟国の多様性、国内事情との齟齬という構造的な問題が、何らかの危機に際して顕在化する恐れがあることに、留意する必要がある。

2 . 「域内における人の自由な移動」という原則と国際環境の乖離

EUは、域内における人・物・資本・サービスの自由な移動という原則を制度化・具現化し、開かれた統一市場を実現することによって、世界経済における存在感を高め、成長を実現してきた。

このうち、人の移動をめぐるのは、加盟国間の経済的な格差を背景とする労働力の移動、移民の流入に伴う社会的な緊張の高まり、そして難民の受け入れに係る負担の配分といった問題も生じてきたが、2010年の複合危機を迎えるまでは、「域内における人の自由な移動」という原則そのものに疑義が呈せられるには至らなかった。

今回、明らかになったのは、「人の自由な移動」という原則が成立する前提条件、欧州を取り巻く国際環境の激変という現実である。シリアなど中東から、恐らくは想定されていなかった規模の大量の難民が流入したことに加えて、IS等によるテロの対象として欧州が、そしてその市民が狙われることが相次いだ。また、移民や難民の受け入れ後の社会的融和の失敗も相まって、欧州に生まれ育ちながら、自国と同胞を攻撃対象にするホーム・グロウン・テロ (Homegrown terrorism) という新たな脅威にさらされることとなった。

このように、「開かれた欧州」という理想が、欧州に対してこれほどの被害・脅威を呼び起こすことは、欧州統合の歴史において、未曾有の経験と言えるだろう。

短期的には、大量の難民の流入という現実に対応するかという目前の課題を抱えつつ、欧州としては、新たな国際環境の中で、欧州統合の理想と厳しい現実をどう調和させていくのか、これら問題の根を断つため、どのような役割を果たすかという、より根本的な問いに向き合っていると見える。

3 . 欧州統合に伴う恩恵と負担認識と、反 E U 主義の高まり

E U の統合の歴史において、統合の理想とこれまでの実績に対し、これほど鮮明な異議申し立てが行われたことは、いまだかつてなかったのではない。債務危機に対する支援の条件として、抜本的な改革を突き付けられたギリシャは、一次、ユーロ離脱をも匂わせ、国際社会の危機感を煽った。

さらに、2016 年 6 月 23 日には、英国が E U 残留か離脱かを問う国民投票に踏み切り、離脱を決定したことは、E U 史上最大の衝撃を持って受け止められた。

この動きに追随する形で、E U 統合に懐疑的で排外主義を唱える極右政党が勢力を増しており、今後の推移如何では、他の E U 加盟国においても、同様の国民投票の実施を求める声が高まりかねない¹⁰。

英国の E U 離脱派に見られるような、欧州連合の官僚主義への反発や、懐古的・保守的なナショナリズムといった潜在的な要素も働いていると考えられるが、急激な反 E U 主義の高まりの発端は、世界金融危機後、成長が鈍化した欧州を襲った複合的な危機、特に、ギリシャ危機に端を発するソブリン債務危機や、大量の難民流入だと思われる。そして、その背景には、E U の一員であることの恩恵と負担について、各国、そしてそれら国々の国民がどのような認識を持っているか、という問題があるのではない。

特に、経済のグローバル化が進む中で、E U 域内の貿易・投資に大きく依存する国、域外との関係強化に活路を見出す国など、各国の実利・実益という観点から見た E U の重要性には、ばらつきが生じているようだ。

その意味で、2015 年、2016 年という年は、E U ・ユーロ加盟が、各国経済の安定と成長、機会を意味し、地域統合に向けた求心力として働いていた時代が過ぎ、負の側面や負担に注目が集まり始めている転換期であると言える。

4 . おわりに

2015 年度、本委員会は活動の過程において、激動とも呼べるような欧州

¹⁰ 英国の E U 残留・離脱を問う国民投票は 2016 年 6 月 23 日に行われ、有権者登録約 4,650 万人の 72.2% が投票し、離脱が約 1,741 万票 (51.9%)、残留約 1,614 万票 (48.1%) という結果だった。2017 年の欧州では、英国の E U 離脱の影響を受けて、オランダの 3 月の総選挙、フランスの 4 ~ 5 月の大統領選挙と 6 月の下院選挙、ドイツの秋の総選挙において、極右・民族主義政党が伸長・躍進する可能性がある。

の情勢変化を目撃してきた。

欧州統合は、第二次世界大戦後、全く新しい秩序を構築し、欧州全域の市民に豊かさと平和をもたらそうという、各国のエリート層が掲げた理想によって牽引されてきた。しかし、その理想が具現化されてきた今になって、複合的な危機の下、さまざまな矛盾が噴出し、他ならぬ各国の国民の間から、そうした欧州統合の意義を厳しく問う声が挙がっている。

そうした矛盾とは、グローバル化、地域統合の拡大に伴い、顕在化し、拡大してきた格差の存在であり、それを生み出すに至った資本主義・市場経済システムのあり方であり、それに対する反発・反動によってかきたてられた狭義の国益意識・保護主義・排外主義的な動きである。この決定的な潮目の変化の表れが、英国のEU離脱という選択なのではないか。

欧州の拡大と統合の深化に向けた挑戦は、皮肉にも、理想の対価や負担に対する異議申し立てという激しいポピュリズムとの対峙という、新たな局面に移行したと言える。

ただし、グローバル化への反抗は、決してEU固有の問題とは言い切れない。内向き志向、自国利益中心主義の動きは、米国の大統領選挙予備選からも見てとることができる。

そうした中、われわれ、企業経営者は、価値観と多くの利害、そして、現代の資本主義・グローバル化の功罪という重い命題を共有するEU加盟国のリーダーに対し、改めて地域統合の意義、EU加盟のメリットについて、今一度原点に立ち返って国民に説き、目下の課題を乗り越え、EU統合のさらなる統合の深化に挑戦し続けることを期待する。

以上

資料

2015 年度欧州・ロシア委員会 委員会会合・正副委員長会議開催一覧

会合名・開催日	講演者	所属先・役職	テーマ
2015 年			
第 1 回正副 7 月 14 日			委員会運営方針審議
第 1 回委員会 7 月 29 日	林 肇	外務省 欧州局長	欧州・ロシア情勢について 委員会活動方針審議
第 2 回委員会 9 月 17 日	植田 健一	東京大学大学院 経済学研究科准教授	ギリシャ債務危機に見る EU の 金融・財政制度上の課題
第 3 回委員会 10 月 15 日	名越 健郎	拓殖大学 海外事情研究所教授	今後のロシアの外交政策と 対日関係の行方
第 4 回委員会 11 月 26 日	岡部 みどり	上智大学 法学部教授	難民・移民問題と EU ～ヨーロッパが直面する危機～
第 5 回委員会 12 月 24 日	遠藤 乾	北海道大学 法学部教授	統合と分断が同時進行する欧州
2016 年			
第 6 回委員会 2 月 10 日	吉田 健一郎	みずほ総合研究所 欧米調査部上席主任エ コノミスト	英国の EU 離脱リスク
第 7 回委員会 4 月 13 日	梅津 哲也	日本貿易振興機構 企画部海外地域戦略主 幹 兼 海外調査部主幹	ロシアの経済・産業情勢と プーチン政権の今後の経済政策
第 8 回委員会 4 月 26 日	田中 素香 竹森 俊平 ダニー・リス バーグ	中央大学経済研究所 客員研究員 慶應義塾大学 経済学部 教授 欧州ビジネス協会 会長	欧州統合は転換期を迎えている のか (パネルディスカッション)
第 2 回正副 6 月 24 日			報告書案審議

2015年度 欧州・ロシア委員会 委員名簿

(2016年3月現在、敬称略)

委員長

小 泉 光 臣 (日本たばこ産業 取締役社長)

副委員長

内 園 幸 一 (全日本空輸 取締役副社長執行役員)

大 塚 紀 男 (日本精工 取締役会長)

塚 本 隆 史 (みずほフィナンシャルグループ 常任顧問)

成 川 哲 夫 (新日鉄興和不動産 取締役相談役)

野木森 雅 郁 (アステラス製薬 取締役会長)

ヨッヘン・レグヴィー (CNC JAPAN マネジングディレクター)

委員

赤 池 敦 史 (シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン
取締役社長 パートナー)

芦 田 邦 弘 (Ashida Consulting Co. 取締役社長)

諫 山 滋 (三井化学 取締役常務執行役員)

伊 藤 秀 俊 (オックジフキャピタルマネジメント 顧問)

井 上 明 義 (三友システムアプレイザル 取締役相談役)

入 江 仁 之 (アイ&カンパニー 取締役社長)

岩 本 敏 男 (NTTデータ 取締役社長)

氏 家 俊 明 (丸紅 執行役員)

大 岡 哲 (大岡記念財団 理事長)

大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)

小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

織 畠 潤 一 (シーメンス 社長)

片 岡 丈 治 (片岡物産 取締役会長)

嘉 納 裕 躬 (ティラド 取締役社長)

蒲 野 宏 之 (蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)

河 合 豊 (ネクスト F 代表取締役)

川 村 喜 久 (DICグラフィックス 取締役会長)

ハルトムート・久我・パネン (トルンプ 取締役社長)

雑 賀 大 介 (三井物産 取締役副社長執行役員)

齋 藤 隆 次 (ヴァレオジャパン 取締役社長)

重 久 吉 弘 (日揮 日揮グループ代表)

高 橋 衛 (HAUTPONT研究所 代表)

田 口 久 雄 (日本航空 監査役)
長 島 聡 (ローランド・ベルガー 取締役社長)
中 谷 昇 (ジャステック 取締役社長)
中 村 正 己 (日本能率協会 理事長)
永 山 妙 子 (プレリューダーズ 代表取締役)
外 立 憲 治 (外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
林 明 夫 (開倫塾 取締役社長)
林 達 夫 (アークデザイン 取締役社長)
藤 原 美喜子 (アルファ・アソシエイツ 取締役社長)
堀 内 丸 恵 (集英社 取締役社長)
本 田 博 人 (シーメンス 専務執行役員)
安 田 育 生 (ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)
矢 原 史 朗 (日本エア・リキード 取締役社長兼CEO)
山 岡 建 夫 (JUKI 最高顧問)
吉 田 晴 乃 (BTジャパン 取締役社長)
湧 永 寛 仁 (湧永製薬 取締役社長)
和 才 博 美 (NTTコミュニケーションズ 相談役)
渡 部 賢 一 (野村資本市場研究所 理事長)

事務局

樋 口 麻紀子 (経済同友会 政策調査部 次長)
奥 智 之 (経済同友会 政策調査部 担当部長)
松 村 信 彦 (経済同友会 政策調査部 アソシエイト・マネジャー)